

社会福祉法人 慶徳会 令和5（2023）年度 事業報告

1. はじめに

数年にわたって悩まされ続けました新型コロナウイルス感染防止対策も令和5年度に入って、感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行しましたが、法人としては、予防対策を引き続き徹底し、ワクチン接種を実施したことなどにより、罹患者は法人全体で延べ160名（利用者65名・職員95名）で、昨年同期比206名（利用者172名・職員34名）減となりました。（別紙1）

また、4月に第1回「慶徳会感染対策委員会」を開催し、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」（指針）等を決定し、11月には第2回委員会を開催し、委員会業務の取り組み内容等について、報告と意見交換を行いました。

令和3年度の介護報酬改定の際に策定が義務付けられました、「感染症や災害が発生した場合であっても、継続してサービスが提供できるための計画」（業務継続計画）につきましては、法人運営改善プロジェクトチームにおいて、計画策定班を設置し、「感染症が発生した場合」の業務継続計画については、4月に制定した指針に業務継続にかかる計画をジョイントし、「慶徳会感染症の予防及びまん延防止並びに業務継続のための指針」（「慶徳会感染予防・業務継続指針」）として、また、災害が発生した場合の業務継続計画につきましては、平成31年に制定した「慶徳会災害対策マニュアル」に、業務継続にかかる計画をジョイントし、「慶徳会災害対策・業務継続マニュアル」に再編して令和6年3月末日までに策定し、同マニュアルに基づき、事業所単位に、マニュアルを策定致しました。

新規事業としては、法人として3カ所目となる地域小規模児童養護施設「リュックホーム」を4月1日から順調にスタートし、所期の目的に沿った運営ができております。

また、同5年度から圏域型に拡大した茨木・中条地域包括支援センターの取り組みを広げるとともに、地域相談支援室では、旧セントラル厨房をリニューアル転用して同6年3月から新しいオフィスで執務致しております。

運営改善の取り組みにつきましては、5年度新たに、「DX対策」、「食事提供」、「債権免除」及び「利用料金見直し」の4検討委員会を設置して鋭意協議を進め、ICT導入の一部拡大や利用料金の改定等、結論を得た事項から順次実施を致しました。

一方、経営状況が悪化している事業所につきましては、「事業所改善委員会」の答申に基づいて取り組みを進め、一定の改善結果を出すことができましたが、十分とは言えませんので、引き続き改善に向けて努めてまいります。

また、光華苑の保護措置費に関し、茨木市から過誤請求（「特定施設入居者生活介護」の指定に伴う人件費上乘せ分が、「特定施設入居者生活介護」廃止（令和4年7月）後も継続）となっていることについて指摘を受け、年間約940万円の減額清算（返還）を行うこととなりました。このため、新年度に法人運営改善プロジェクト会議において、対策を協議することと致しております。

なお、例年開催している「秋華祭・文化発表会」につきましては、予定会場の「生涯学習センター・きらめきホール」がリニューアル工事により年内休館のため、日程を年明けの2月16日に変更して、ご利用者の演技発表は、一昨年以来の動画発表によ

り開催致しましたが、お陰様で大勢の方にご鑑賞頂き、大変好評を博しました。

また、元日に発生した能登半島地震被災地の社会福祉施設への支援のため、1月末から3月までに、延べ60人の介護職員等の派遣を致しました。

5年度において、重点的に実施した事業の概要は次とおりです。

2. 安全・安心のサービス提供

(1) 感染症対策

令和5年度も引き続き、法人内外の新型コロナの感染状況及び行政の指導等を踏まえ、適時的に理事長通知を発出して予防対策を徹底するよう努めました。

また、感染拡大を防止するために、施設内換気をこまめに行うとともに、入居系事業所では、居室内に「オゾン発生装置」を、また、食堂等共用スペースには補助金を活用して「陰圧装置」を設置致しました。

5月8日に、新型コロナの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行したことに伴い、指定医療機関からの定点把握となりました。しかし、4月以降も緩やかではありますが、感染者数の増加傾向が続き、法人として感染予防対策を引き続き徹底し、診療所や近隣医療機関医師との緊密な連携と情報共有に努め、体調不良者に速やかに対応するとともに、5月及び11月にワクチン接種を実施したことなどにより、罹患者も大幅に減少し、重症化も見受けられませんでした。

4月に開催した第1回「感染対策委員会」では、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」等を決定するとともに、11月8日に第2回委員会を開催し、委員会業務の報告及び感染対策結果と施設の課題を集約し、感染発生時の対応、感染拡大防止に向けて意見交換を行いました。

一方、インフルエンザにつきましては、感染対策が緩和されたことや免疫・抗体が減少したことなどにより、複数の罹患者が発生しましたが、新型コロナウイルス感染症と同様に、日頃から標準予防策を周知徹底するとともに、近隣医療機関の協力を得て、ワクチン接種を実施しました。

また、最新の情報を収集・分析し、標準予防策を実施し、感染症発生時には速やかに対応するとともに、感染対策物品や衛生材料を備蓄致しました。

加えて、感染対策委員会の発信による各事業所での看護師を中心とした研修会などを開催し、職員の知識・技術の向上に努めました。

(2) 「業務継続計画」策定の取り組み

「業務継続計画」の策定につきましては、まず、感染症が発生した場合の業務継続につきましては、令和5年4月に策定した指針に業務継続に関する記述を加筆し、「慶徳会感染予防・業務継続指針」として、また、自然災害が発生した場合の計画について、平成31年4月に策定した「マニュアル」を業務継続の視点から内容を充実し、「慶徳会災害対策・業務継続マニュアル」として、法人プロジェクトチーム「業務継続計画策定班」の答申に基づき、それぞれ令和6年3月20日に策定し、同マニュアルに基づき、事業所単位にマニュアルを策定致しました。

(3) 「マニュアル」等に基づく虐待防止の取り組み

令和6年1月19日に開催した「養介護事業所等虐待防止委員会」では、事業所ごとに実施した「虐待防止チェックリスト」の集計結果をもとに、不適切なかかわり方や言葉遣いについて確認しながら、虐待防止に向けての意識を高めることができました。

また、「介護現場で抱えている課題」について、事業所ごとに原因と対策案を報告致しました。特に「関係機関との連携と情報共有が不十分」を課題に挙げる事業所が多く見られましたので、チームケアの重要性とそれぞれの職種の専門性や役割を相互理解した上で、ケアプランに沿った支援を全員協力体制で行うことを確認致しました。

(4) 事業所の主な環境整備

子どもの家では、外壁タイル補強工事、本体施設正面玄関と職員玄関に電気錠設置工事、真華苑では、居室の空調機の全面取り換え、静華苑グループでは、ケアプランセンター移転整備工事、電気錠設置工事と簡易陰圧装置設置工事、常清の里では、「介護見守りセンサー」の設置工事等を行いました。

3. 地域小規模児童養護施設の新設・改修及び運営

国の方針による児童養護施設の家庭的養護機能の拡充に向けて、既設の地域小規模児童養護施設（小規模施設）フォスターホームを2階建てに改築し、2階にフォスターホームを移転、1階に法人3カ所目となる「リュッケホーム」を新設して令和5年4月1日に開所し事業を開始致しました。

3カ所の小規模施設におきましては、引き続き子ども一人ひとりの自主性を尊重するとともに、個別性を大切にする生活の保障に取り組みました。

また、令和11年までの本体施設の4ユニット化に向けて生活グループを4編成としました。

さらに児童養護施設の多機能化につきましては、里親支援、自立支援及び家族再統合等に取り組み、地域の子育て支援の充実に努めております。

4. 人材確保の取り組み

(1) 募集ツールの拡大及び法人ホームページの有効利用

人材難が引き続き継続している中で、就職フェアに極力参加するとともに、教育機関やハローワーク、人材紹介会社等へのアプローチ、ホームページ、紙媒体、口コミ等可能な限りの取り組みを進めるとともに、新たな募集ツールとして、株式会社リクルートによる、「リクナビ2024」の利用を開始致しました。

また、事業所説明会を18回（47名参加）、採用試験を15回（25名受験）実施し、採用内定者は全職種で任用替えも含め、23名となっております。

新年度採用介護職員の内、外国籍介護福祉士1名を採用、ほかに内定予定介護職員で、2名の外国籍の方を予定、さらに介護福祉士専門学校に通学予定の外国籍の方4名を専門学校と連携して通学をサポート（通算11名）する予定で、外国籍職員の採用についても徐々に拡大しております。

また、現在の法人ホームページで職員募集に関して十分に機能していないことを

踏まえて、就職フェアや求人サイトからホームページに繋げる仕組みや法人の現状をリアルタイムで紹介のできるSNS（ブログ・ツイッター・フェイスブック等）に繋げる仕組みも含めたホームページのリニューアル及び近年普及が著しいスマートフォン等の移動式機器からもアクセスしやすい仕組みの整備について、「DX検討委員会広報チーム」での協議を経て業者委託し、新年度7月には、オープンする予定です。

法人機関紙「華」は、10数年来、職員の手作り発行を続けてきましたが、担当職員に限られていることもあり、通常業務への影響が極めて多大になっていることに鑑み、担当職員の紙面作成業務負担を軽減し、また迅速に作業を進めるために担当者を拡大し、必要な機器を購入致しました。なお、年間4回の発行を予定しておりましたが開催行事の関係もあり、3回の発行となりました。

「生活支援サービス従事者養成研修」につきましては、9月及び1月の2回開催で参加者は38名でした。

「介護職員初任者研修」及び人材育成事業として外部の方も対象として介護福祉士資格取得に向けて実施する「介護職員実務者研修」は、応募者がなかったため、開催を見送りました。

（2）職員の処遇改善等

① 初任給の改定

卒業見込み者等若手職員確保の一助として、令和5年4月1日から、初任給調整手当を5～6,000円増額し、大学卒（高齢者事業所）介護福祉士の月々決まって支給する給与を232,480円、（障がい者事業所は、233,580円）、同介護職員222,480円（障がい者事業所は、223,580円）、同児童養護施設保育士等225,506円等と致しますとともに、公認心理師等専門性の高い職種についての初任給を引き上げました。

② 契約職員の時給の改定

同年10月の大阪府最低賃金の改正に際して、同改正（対象者83名・契約職員の44.4%）に加え、契約職員の49.2%にあたる92名について、時給を10円～40円（最低賃金改正分と併せ改正平均2.2%）増額致しました。

③ 処遇改善手当等の改定

令和6年2月改定の国の「介護職員処遇改善」を踏まえ、法人職員の処遇改善手当等に対して正職員等の処遇改善手当を1,000～5,400円増額及び同5年度年度末手当に6,000～12,000円を加給、契約職員の時給（処遇改善加算）を10～30円増額致しました。

また、令和6年度介護保険法の改正に伴う、「介護職員処遇改善」を踏まえ、6月1日から介護・障がい福祉事業所の処遇職員に対して、正職員等の処遇改善手当月額を1,200～1,400円増額及び年度末勤勉手当に13,000円を加給し、契約職員の時給を10～20円増額等を行う予定です。

④ 物価高への対応

近年の物価上昇対策として、年末に期末勤勉手当に併せて、特別手当（正職員3万円等）を支給致しました。

⑤ 被災地への派遣及び処遇

令和6年1月29日から3月29日の間で、石川県羽咋市の社会福祉法人弘和会が運営する『たきのーほーむ福の神』に、法人職員（実人数12人）を派遣し、延日数60日（実日数35日）間、派遣施設での介護業務を行いました。

派遣職員には、特別手当として介護業務1日につき2,000円、食費については1日当たり3,000円、防寒対策用品等の雑費として派遣1回5,000円をそれぞれ支給致しました。

新年度につきましては、6月までに延べ10日間を派遣する予定です。

5. 運営改善の取り組み

(1) DX導入の促進

① コンピュータ管理委員会の再編と業務の拡充

コンピュータ管理委員会を再編して設置した「DX検討委員会 広報チーム」が中心になって、法人ホームページの全面リニューアルを初め、ICTの積極的活用について、全法的な視点で協議を進めました。

② ICTの活用

- ・ 府補助金を活用して、「常清の里」が令和6年3月に見守り支援システム「眠りスキャン」を60台導入致しました。ベッドご利用者の呼吸数や心拍数、睡眠状態、覚醒、起き上がり、離床動作などを遠隔においてリアルタイムに把握することができるセンサーで、導入後間もないため効果測定はできていませんが、特に職員数の少ない夜間帯に効果を実感しております。

また、心拍データの集積からご利用者の肺炎の徴候等疾病の予見ができることから、疾病の早期発見・治療につなげることが期待できます。

- ・ 「しみず」では、令和5年11月、「ICT導入モデル事業補助金」を活用しての「ケアパレット」導入に併せてWi-Fi環境の整備も完了致しました。
iPadを使用し、非接触体温計とのデータ連動により手書きやPC入力業務を省力化し、ご利用者支援の充実につながりました。
- ・ 見付山地区のIT環境の全面リニューアル工事を新年度早期に実現できるよう関係各所と綿密に調整を進めました。
- ・ スピードアップやペーパーレス化によるコスト削減等を目指し、電子決裁システムの導入について協議を進めました。

(2) 収入確保に向けた組織等の見直し

① ヘルパーステーション静華苑

令和5年2月に行われた茨木市の運営指導における指摘により、ヘルパーステーション静華苑の特定事業所加算5年分の多額の過誤返納を行うこととなりましたが、前述の(1)－②のICT機器による「引継ぎ・申し送り」システムを本格的に導入した結果、特定事業所加算要件を満たすとともに、ヘルパーの全体稼働状況及びまたは、利用者の状況を把握しながらの訪問指示がサービス提供責任者から各ヘルパーに無駄なく的確に出せるようになり、ケアの質の向上と業務省力、またペーパーレス化からコスト削減にもつながりました。

また、産休・産後ヘルパーや早朝ヘルパーを含む派遣依頼または一部の事業所

で長期療養を必要とする欠務がある場合、さらには、市内他事業所の閉鎖による緊急の派遣依頼に対応できる人員配置を迅速に行った結果、収入確保と業務の安定を維持することができました。

② 債権免除対策

令和5年4月から「債権免除対策検討委員会」において協議を重ねた結果、次の事項を決定致しました。

- ・ 介護報酬等の請求業務に関してチェックリストを作成し、会計責任者、請求業務担当者及び出納業務担当者による点検を行う。
- ・ 契約書及び重要事項説明書に身元引受人に関する明記を行い、支払いが滞った場合には適切に身元引受人に請求する。
- ・ 身元引受人が確保できない場合は成年後見制度を活用する。
- ・ 決算時には未収金の内容を確認し、債権免除の懸念のある債権については理事会に報告する。
- ・ 理事長専決対象となる債権免除の上限を10万円とする。

(3) 経費節減

① 光熱水費

令和4年12月から新電力（日本テクノ）に切り替え、関電（標準）との比較では、年間約910万円・30.0%の削減効果がありましたが、流動的な電力の市場価格の動向を注視しながら、関電固定価格への切り替えも検討してまいります。

また、法人の省エネ方針について職員に周知徹底するとともに、電力使用モニターを導入し、「電力の見える化」を行い節減に努めました。

② 物品購入方法等

- ・ 業者選定サイクル等を見直し、物価の変動に適切に対応しました。
- ・ 引き続き情報担当によるパソコンの購入・入れ替え等により、約120万円の経費削減となりました。
- ・ 事業所車両の共同管理の課題につきましては、見付山地区において関係業者と協議を行い、ナビゲーション送迎管理システムの導入についての検討を進めましたが、関係業者からの情報提供を受けた段階にとどまりました。

③ 食事供給方法等の見直し

令和5年4月から7月まで計4回「食事供給体制見直し委員会」を開催し、次のとおりの方針を決定または確認をしました。

【自園調理事業所】

子どもの家及び真華苑における食材の廉価購入に向け、価格ならびに品質等について、仕入れ業者に対し、より具体的な着眼点を示していく。

【クックチル方式採用事業所】

クックチル及び冷凍食材の活用で栄養士が日常的にご利用者の喫食量の把握をし、個数単位以外の盛り付け量が調整できる品については、当面7～8割程度の発注量として経過観察するとともに、栄養ケアマネジメントの準備も進め、ご利用者の受け入れ拡大につなげる。

【調理委託事業所（常清の里）】

「日清医療食品」による食事提供を継続しているが、業者ベースではなく、クックチル方式やその他の方式切り替えの早期のシュミレーション作成など、主体性をもって食事運営に取り組む。

【調理業務における人材確保手法】

人材確保の問題は深刻化しているため、調理専門職員のみならず、他の職種の職員も食事提供に携わることを視野に入れ、応募条件を緩和することも検討する。

【調理マニュアル作成】

調理における加熱方法や食品の取り扱いなどの衛生面についてのマニュアル等の作成を検討する。

④ 見付山めぐみの里・春菊荘等の利用料金の改定

見付山めぐみの里は、近年の物価の上昇と経費の増加、さらに人件費の負担も大きくなりましたので、令和5年4月から「利用料金見直し委員会」において検討を進め、同年10月1日から管理費を8.8%、食事代を6.7%及びオプション料金を15.9%等に改定し、春菊荘についてもこれに準じて改定を致しました。

また、前記2事業所以外の事業所（入居事業所を除く。）の食事代について同年10月から次のとおり改定致しました。

- ・ 通所事業所利用者：
朝食 310 円→350 円(12.9%)、昼食 570 円→600 円(5.3%)、
夕食 550 円→580 円(5.5%)、1 日 1,430 円→1,530 円 (7.0%)
- ・ 職員：朝食 262 円→290 円 (10.7%)、昼食・夕食 420 円→460 円 (9.5%)、
1 日 1,102 円→1,210 円(9.8%)

⑤ 常清の里の改善計画遂行状況

「常清の里運営改善計画」に基づいて、鋭意、取り組みましたが、コロナ感染症の影響、さらに、令和5年11月以降、特養で原因不明の発熱と肺炎を伴う入院・退所者が広がったこともあり、介護保険収益は、前年度比約▲779 万円〔コロナ禍関係補助金を除くと約▲263 万円〕、ショートステイも約▲91 万円（同約▲16 万円）の減収となりました。

利用者数につきましては、前年度比、特養：▲0.8 名/日、ショートステイ：1.0 名/日、デイサービス：0.9 名/日、予防支援でも 0.3 名/日各増となり、特養以外は、前年度を上回りましたが目標とする利用者数には届きませんでした。

ショートステイ 10 床の入居転用について、茨木市に要望し、同市が市内のショートステイ併設事業所に、同要望に関して意向調査を行いました。現時点において市からの意向には接していません。

デイサービスにつきましては、令和4年度に事業統合し、合理化を進めましたが、利用者は、前年度比で微増にとどまりました。

経費節減の取り組みにつきましては、人件費について、入居担当職員がデイサービス職員との兼務や特養からの看護職員の応援体制により、それぞれの役割を認識し、兼務体制が効果的に機能したことにより、前年度比▲約 1,535 万円・6.2%、

一般経費の節減では、物価上昇の影響を受けましたものの、消耗品、リース車両の削減やガソリン価格契約の見直しも含め、取り組みました結果、事務費で同▲約 153 万円・5.1%の削減ができましたが、経常増減差額は、同約▲276 万円の

赤字決算となりました。

スキルアップ及びコンプライアンスの意識向上につきましては、事業所の経営状態及び介護保険の運営基準や改正情報など、日々のミーティングや運営改善会議、研修で情報共有して理解を深め、現場が率先して人員配置の工夫を行うなど、業務改善に取り組みました。

以上の結果、「運営改善計画」について、一定の結果を残すことができましたものの、計画達成には道半ばとなっています。

⑥ 真華苑の改善計画遂行状況

- ・ 近隣医療機関等への積極的な PR の結果、入居率が前年度比で 3 ポイント増の 99.0%となりました。
- ・ 令和 3 年 11 月の「運営委員会の答申」に沿って、入居時の面談の強化、特に ADL 及び経済的環境について詳細にアセスメントを実施したことで、適切な介護サービスの利用に繋がるケースが増えました。
- ・ サービス活動収益は、前年度比で 1.6%増となり、費用面で、人件費は配置基準に比して 1.8 名加配している中で、1.2%減となったものの、食材料費の高騰等による給食費の増に加えて、施設整備としてエアコンの入替工事等を実施致しました結果、経常増減差額につきましては、前年度比▲6,043 千円となり、経常増減差額は、▲4,201 千円の赤字決算となりました。
- ・ 低所得者対応に加え、物価の高騰により、さらに厳しい経営状況となっているため、軽費分科会を通して所管庁へ再三要望を重ねてきましたが、改定に至らなかったため、共用スペースの空調稼働時間の短縮や必要物品の購入方法を改めて精査するなど、可能な限りの経費節減に努めました。
- ・ 新年度から、改めて運営改善プロジェクトチームを設置し、改善に向けて検討を進めます。

6. 旧セントラル厨房の活用

旧セントラル厨房の活用につきましては、最新 ICT を含む業務効率的システムを導入した近未来的ケアプランセンターとして整備を進め、令和 5 年 11 月から工事着工、同 6 年 3 月に整備及び移転が完了しました。

7. 相談体制強化による機能充実

令和 5 年度から、茨木・中条地域包括支援センターがエリア型から圏域型センターに拡大することに伴いまして、圏域型の機能を十全に発揮できるよう努めるとともに、令和 5 年 5 月から主任介護支援専門員を新たに配置した結果、居宅介護支援機能及び相談機能体制の拡充につながりました。

8. 公益性・公共性の拡充

法改正により、「地域における公益的取組み」が社会福祉法人の責務として法制化されました。創設以来慶徳会は、社会福祉法人の使命として当然に果たすべきものとして公益的取組みに力を注ぎ、法改正を契機として改めてその意義について認識を深めつつ、別紙 2 のとおり取り組みました。

9. 「ローズハイツ茨木」の運営

令和5年度の入居状況は、月平均60.9室・88.3%で、前年度と同水準でした。

事業計画に沿って、3室のリノベーション、洋室化及び修繕工事を行いました結果、入居率がアップし、令和6年3月の入居率は94.2%となりました。

目標の『入居率90%台半ば程度』が年度末に達成できましたが、新年度は更に入居率向上に向けて、引き続き管理会社と緊密に連携しながらPR等の対応に努めます。

10. 「しみず」の民事訴訟関係

平成31年3月の「しみず」ご利用者の死亡事故にかかる刑事裁判につきましては、令和4年3月に被告職員の無罪判決が確定しましたが、同5年5月に遺族から民事訴訟が提訴され、同6年6月までに8回の公判が開かれ、原告から提出された新たな証拠（舌骨の骨折）に対する被告側医師の第1回目の意見書が提出（5月24日）されたところです。

一方、無罪判決を受けた職員につきましては、刑事裁判の判決以後、体調が優れず、現在に至るも自宅療養が継続し、労災の認定を受けております。

11. 決算の状況

法人全体のサービス活動収益（収入）は、約19億9,971万円で、前年度比約▲1,902万円・0.9%減となりましたが、「減」の内訳として、ヘルパー事業の過誤請求による返還金約2,400万円、コロナ禍関係補助金の前年度との差額約3,637万円及び決算で未計上の介護職員等処遇改善に伴う介護報酬収益約145万円を考慮した実質的な収益は、前年度比約4,280万円の増加と推計されます。

一方、費用（支出）につきましては、人件費約14億1,643万円の前年度比約837万円・0.6%増及び事務費約1億7,198万円、前年比約1,223万円7.7%増等により、費用合計で、約19億5,838万円、前年度比約1,938万円・1.0%増となっております。

この結果、経常増減額は、約5,112万円（実質的には、1億1,294万円）、前年度比約▲4,001万円減（実質的には、約2,181万円増）となりました。

（決算分析につきましては、資料「慶徳会 収支状況の概要」ご参照下さい。）